いう。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

［一～十四　略］

［2～9　略］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六十一条の四　情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、法務省情報通信技術活用規則第六条第一項に規定する電子情報処理組織とする。

2　情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第六条の二第五項の規定による在留資格認定証明書の交付（法別表第一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に係るものを除く。）とする。

3　地方出入国在留管理局長は、電子情報処理組織を使用して前項の処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を出入国在留管理庁の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

4　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の出入国在留管理庁長官の定めるところによる届出とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

［一～十四　同上］

［2～9　同上］

［条を加える。］

別記第六号の四様式の次に次のように加える。

別記第六号の四の二様式（第六条の二関係）

（表）

在留資格認定証明書

日本国政府法務省

番号 No.

氏　　名	性別　　男　女
国籍・地域	生年月日　　年　　月　　日
日本での職業及び勤務（通学）先等	

上記の者は，次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。

在留資格

年　　月　　日

※

（注意）

1　本証明書は，上陸の許可そのものではなく，本証明書を所持していても，在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。

2　本証明書は，上記の年月日から３月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは，効力を失います。

3　本証明書は，上陸の許可を保証するものではなく，他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

（注）１　※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記入するものとする。

２　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列５番とする。

（裏）

（備考）